

大和市告示第185号

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年10月14日

大和市長 大 木 哲

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱（平成21年大和市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置する」を「整備する」に改める。

第4条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「設置」を「整備」に改め、同号を同項第5号とする。

第5条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が、国、本市その他の公共団体又は公共的団体から補助事業の実施に係る他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた部分を補助対象とする。

第8条中「受けた」を「受けて設置し、又は改修した」に改める。

第10条中「受けた」を「受けて設置し、又は改修した」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助事業	補助対象施設	補助要件	補助限度額、補助率等
商店街施設設置・改修事業	街路灯	<p>1 街路照明を主たる目的とした照明具であること（商店会名及び商店街の存在する通りの名称等を示す看板類を付設したものを含む。）。</p> <p>2 改修の場合は、従前から使用している脚部を利用し、その他の部分を全て新設するものであること。</p> <p>3 電球の交換の場合は、電球をLED電球に交換するものであること。</p>	<p>5,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3。ただし、街路灯1基当たりの補助限度額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 新設の場合</p> <p>1灯式 175,000円</p> <p>2灯式以上 250,000円</p> <p>(2) 改修の場合</p> <p>1灯式 65,000円</p> <p>2灯式以上 130,000円</p> <p>(3) 電球の交換の場合</p> <p>1灯式 20,000円</p> <p>2灯式以上 30,000円</p>
	防犯カメラ	<p>1 商店街区域等における犯罪発生の抑止及び来街者の体感治安の向上を目的として設置するものであること。</p> <p>2 道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること。</p>	<p>5,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3</p>
	アーチ	<p>1 商店街の存在、区域等を来街者に周知させることを主たる目的として設置するものであること。</p> <p>2 通路等をまたいで上部で接続されているものであること。</p>	

	<p>3 改修工事については、従前から使用している脚部を利用し、その他の部分を全て新設するものであること。</p>
アーケード	<p>1 通路上に設置するものについては、建築許可を受けた構造とすること。民地に設置するものについても、これに準じた構造とすること。</p> <p>2 改修工事については、事業費が5,000,000円を超えるものであること。</p>
シンボルタワー	<p>1 街並みに調和したものであること。</p> <p>2 地域の共感を得られ親しまれるものであること。</p> <p>3 1商店街につき1施設とすること。</p> <p>4 他の商店街と類似しないデザインであること。</p> <p>5 高さが4メートルを超えるものであること。</p> <p>6 高さが底辺の1.5倍以上であること。</p> <p>7 街路灯及びアーチでないこと。</p>
サイン施設	<p>次に掲げる施設であること。</p> <p>(1) 片アーチ類（商店街の存在、商店街の存在する通りの名称等を来街者に周知さ</p>

	<p>せることを主たる目的として設置する大型の案内施設で、街路灯、看板等でないもの)</p> <p>(2) 案内看板類 (商店街の構成店やその内容等を来街者に周知させることを主たる目的として設置する小型の案内施設で、街路灯でないもの)</p>
<p>モニュメント</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 街並みに調和したものであること。 2 地域の共感を得られ親しまれるものであること。 3 1 商店街につき1 施設とすること。 4 他の商店街と類似しないデザインであること。
<p>情報関連施設</p>	<p>商店街が販売促進、顧客管理、情報提供等のための情報化共同事業を実施する際に必要となる一連の情報処理システムで、次に掲げる施設であること。ただし、会員の相当部分が当該システムを利用しており、かつ、会員店舗に設置される端末装置等は、商店街全体が所有し、維持管理を行うものに限る。</p> <p>(1) システムを構成する電子計算機及び会員店舗等に設</p>

	<p>置される端末機器等の情報処理機器</p> <p>(2) システムとして稼働させるために必要となるパッケージ型プログラムソフト。</p> <p>ただし、カード等の消耗品類、別途必要となるシステム設計、プログラム開発経費、機器の追加及びリース料については除く。</p>
休息施設	ベンチ、水飲み場等の利便快適施設であること。
植栽施設	植樹帯、街路樹等の緑化施設であること。
駐車場施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 商店街が来街者に利便を供する目的で設置する駐車場及び駐車場施設であること。 2 収容台数が5台以上であること。 3 借地の場合は、契約期間が1年以上であり、かつ、5年以上の存置が見込めること。 4 利用料金を設ける場合には、その額が施設の維持管理に要する経費を超えることのないように十分配慮すること。
駐輪場施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 商店街が来街者に利便を供する目的で設置する自転車用及びオートバイ用の駐車場施

		<p>設であること。</p> <p>2 収容台数が20台以上であること。</p> <p>3 借地の場合は、契約期間が1年以上であり、かつ、5年以上の存置が見込めること。</p> <p>4 利用料金を設ける場合には、その額が施設の維持管理に要する経費を超えることのないように十分配慮すること。</p>	
	その他市長が 適当と認める もの	商店街の活動状況、立地環境等から判断し、商店街の環境整備に必要な施設であると市長が特に認めたものであること。	
商店街施設撤去事業	街路灯	老朽化等したものについて、危険防止及び商店街環境維持のために撤去するものであること。	500,000円を上限として補助対象経費の10分の3。ただし、街路灯1基当たりの補助限度額は、10,000円とする。
	アーチ		1,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3
	アーケード		2,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3
	その他市長が 適当と認める もの	危険防止及び商店街環境維持のために撤去する必要があると市長が特に認めたものであること。	

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

別表第2第5号添付書類の欄中「設置」を「整備」に改め、同表備考中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。